



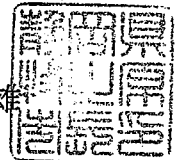
牧之原市告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定より、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年1月29日

牧之原市

上記代表者 牧之原市長 杉本基久雄



- 1 都市計画の種類
榛南・南遠広域都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
牧之原市役所相良庁舎 建設部 都市計画課